

平成27年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

平成27年4月17日

平成27年4月17日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
- 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第8 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
- 日程第12 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
- 日程第13 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一

20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉
32番	栗林利男	33番	菅谷晁
34番	伊藤寛	35番	椿康弘
36番	本宮敏雄	37番	宮負厚美
38番	菱木重雄	39番	小倉新一
40番	多田晃一	41番	大須賀常政
42番	三橋和男	43番	小林一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

7番 石橋新一郎

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本栄男	管理班長	椎名正志
農地班長	越川泰克	副主幹	伊能弘
主査	伊藤健		

開会 午後 3時09分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、15番 篠塚正悟委員、31番 高木哲吉委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第13 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 これより、議題に入ります。

日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案の説明に入らせていただきます。

議案第1号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 議案の概要を説明させていただきます。

総会資料の1ページからになります。これは、毎年1回、4月にお諮りしている議案でございます。国からの通知によりまして、「農業委員会は、毎年度、当該年度に行った活動の点検・評価を行うこと、また、それを踏まえて、次年度の活動計画を作成すること」が国からの通知で決められております。

平成26年度の活動につきましては、昨年6月の総会において活動計画が決定されまして、それに基づいて、種々活動をしてまいりました。

その26年度の活動の点検・評価の案、これが資料の1ページから11ページまで記してあります。

また、これらを踏まえての今年度の活動計画案が、これに続く資料の12ページからになります。

いずれも、国から示されました統一様式・項目に沿った形で記載してあります。

今後のスケジュールとしましては、本日の4月総会で承認・決定を得たのち、これらについての地域の農業者等から意見や要望を募集するために、速やかに本案を公表したいと思っております。

期間は30日間であります。公表の方法は、香取市ホームページへの掲載、及び事務局窓口への備付けによります。

そして、その間に寄せられました意見・要望について整理をし、再度6月の農業委員会総会にお諮りをいたします。

そこで、決定されましたものが最終的に平成26年度活動の点検・評価、また平成27年度活動計画と、このようになります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長 議案第1号は、管理班長より説明があったとおりでございます。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の設定について審議を求める。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明を申し上げます。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できるようになりました。

このため今年度の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案をいたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わない。

理由 2010 農林業センサスで、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わない。

理由 管内の荒廃農地率は3.94%と低い現状であるため。

(1) については、直近の2010 農林業センサスの数値を基準に行っており、その数値については全体農家数4202戸に対して50アール未満の農地保有農家数が311戸で、50アール未満の農地保有農家率が7.40%と管内の50アール以上の農地を耕作している農家数が全農家数の9割を超えているためでございます。

(2) につきましては、昨年の委員の皆さまにご協力をいただいております荒廃農地調査

の結果、管内の荒廃農地率が3.94%と低いためでございます。

この結果につきましては、先ほど総会資料の7ページのⅡ法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価の中の1、現状及び課題の表中、平成27年3月現在の現状に示している数値に基づくものでございます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲渡人は高齢で後継者がなく、農地の維持管理が困難なため親戚の譲受人に贈与するものでございます。

整理番号2番、譲受人が営農型太陽光発電設備を設置するため、申請地に地上権を設定するものであります。

なお、本案件は議案第5号の整理番号1番と関連いたします。

整理番号3番、4番は関連案件でございます。

譲受人が農業経営規模拡大を図るため賃借権の設定及び売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 5 番、譲受人が親より使用貸借権設定の再設定を受けるものでございます。

整理番号 6 番、7 番は関連案件でございます。

譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 8 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 9 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 10 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 11 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 12 番、譲受人が父親から贈与により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 13 番、譲受人が農業生産法人の経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号 14 番、譲受人が農業生産法人の経営規模拡大を図るため賃借権設定により借受けるものです。

整理番号 15 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 16 番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号 17 番、18 番は関連案件でございます。

譲受人は新規就農のため、それぞれの農地に賃借権設定により借受けるものでございます。

なお、17 番及び 18 番の農地面積の合計は 5,462 m²となり、香取市の下限面積要件を満たしております。

整理番号 19 番、譲受人が母親から贈与により所有権移転を受けるものでございます。

以上、19 件でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班班長 栗田元一委員。

2 3 番栗田委員 第 1 班事前審査会の報告を行います。

去る、4 月 13 日、午後 1 時 30 分より市役所 3 階 302 号会議室において、第 1 班の事前審

査会を開催したところでございます。

提出されました農地法第3条の案件は19件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第3号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番について、説明いたします。

譲渡人は高齢で後継者がいないため、親戚関係の譲受人に贈与するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続いて、整理番号2番について、説明いたします。

本申請は、議案第5号整理番号1及び2営農型太陽光発電施設の申請に関連するものです。

譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が上部に地上権を設定して営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、許可が妥当と判断をいたしますが、議案第5号整理番号1及び2に関連していることから、本総会において議案第5号整理番号1及び2が許可相当との意見を附して進達することに決定後、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については、会長専決により処理してはどうかと思っております。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、3番、4番の2件について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 整理番号3番及び4番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇より西方面に約直線で〇〇メートルの場所です。

この申請は、譲受人が農地に賃借権設定及び、売買による所有権移転をして農業経営の規

模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号5番について、説明申し上げます。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番から9番の4件について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号6番及び7番について、関連がありますので一括して、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲受人が自宅すぐ近くの通作利便の農地を売買にて譲り受けまして、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号8番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、耕作の利便を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしておりまして許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号9番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便、10分ほどの距離にあります。農地を売買にて譲り受け農業経営の規模拡大を図るものでありまして、今後も農地の良好な維持管理が行われると思うことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、10番について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥

当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番について、18番 高木委員。

18番高木委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地等を売買によって譲り受けるもので、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われ
ますので、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番について、19番 野平委員。

19番野平委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、取得要件を満たしており許可が
妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、13番、14番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が耕作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るも
のであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満
たしており許可が妥当だと判断いたします。

次に、整理番号14番ですけれども、〇〇〇〇の〇〇〇から〇方面に向かいまして、〇〇〇
が信号の所に、こちらから行くと右側にある手前の〇〇の後ろの畑に今植木が植わっている
んです。植木が植わってて、植木を取り払って農業用ハウスを建てるということで、〇〇〇
をやっているもので、ハウス建てる分にはいいのではないかなということでお互い貸し借り
の話し合いができましたとのこと。取得要件を満たしておりまして許可が妥当ではない
かという判断をいたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、15番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 整理番号15番について、ご説明いたします。

申請書類及び現地調査を行った結果、この申請は譲受人が経営規模拡大のため取得するも
のでございます。

申請地は、地目畑であります現状耕作されておらず、譲受人に譲渡されることにより良好な農地の維持管理が見込まれます。営農計画、耕作確約書の添付もあり取得要件も満たしていることから、この申請は妥当と判断いたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、16番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、17番から19番の3件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 17番、18番は、新規就農の案件でございます。

譲受人は、〇〇〇〇を生業としておりまして、〇〇の〇〇〇〇の近くにやっておりましたが、生産者が高齢化して段々予定のサツマイモがやれなくなってきましたので、ちょうどそのときに、この譲渡人も身体の調子も悪くなったりしまして、そこで自分で3年ほど畑を借りてサツマイモを作付けしました。それでやっているうちに、結局畑を貸してもらってやってみようではないかという話になりまして、17番、18番ですか。話がまとまりまして賃借権設定で新規就農をすることになりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号19番は、親子関係でございまして、譲渡人が高齢のために息子に贈与をするものであります。問題はないと思います。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 質疑に入ります前に、議案第3号整理番号2については、担当委員の報告のとおり、議案第5号整理番号1及び整理番号2に関連していることから、本総会にて議案第5号整理番号1及び整理番号2が許可相当との意見を附して進達することに決定後、知事の処分と同様の処分に合わせ、会長専決により処理いたします。

あらためまして、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、共同住宅用地及び駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、共同住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画法用途区域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、共同住宅用地及び駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号4番、植林用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、本案件は平成25年7月に杉苗185本を植林済みのため始末書が添付されております。

以上の4件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 議案第4号につき、事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は4件であります。

審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番から4番まで審査した結果、実効性等は問題ないとの意見でございました。

したがって、議案第4号については、農地法第4条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この案件は、議案第5号整理番号7と関連案件となっております。

場所ですが、〇〇〇〇線沿いに〇〇〇〇がありますが、その後方になります。

申請者は労力不足で休耕していましたが、申請地周辺は環境もよく需要も見込めるため共同住宅用地とするとのことでした。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ接続とのこと、雨水は宅地内処理、オーバーフロー分は側溝へ放流とのことでした。

隣接農地所有者の同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、整理番号2番、3番の2件について、22番 宮田委員。

2 2番宮田委員 2番について、ご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ約〇キロ位行った所ですね。〇〇〇〇を過ぎまして、〇〇〇〇という〇〇〇〇があります。そこから、右側に〇〇〇〇側の方へ約〇〇メートル位入った新興住宅地ですね。この辺はもう上下水道等は完備しておりまして、雨水は宅地内処理、及びオーバーフロー分は側溝へ流すということです。

老後の生活安定のためにアパートを新築するものでございます。

問題ないと思いますが、よろしくご審議ほどお願いいたします。

ただ、私が見たところでは進入路がちょっと狭いのではないかなというような気がいたしました。

これは、建設課の方の関係ですね、これは5条の18番と関連でして、同じ敷地内ですね。

住宅がいっぱい建っておりますので問題ないと思います。

3番について、ご説明いたします。

申請地は、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ約〇キロ位行った所です。

右側に〇〇がありまして、左側に〇〇〇〇というのがあります。そこを左側へ約〇〇メートル位、〇〇の方へ行った所です。この辺もやはり、新興住宅地として上下水道等は完備しております。

ただ、問題はこれについては〇〇〇〇の方からクレームが出まして、用排水路が脇にありまして、掃除時はいつも重機が入ってやっておるんですが、埋立しましてアパート建てますと、用排水路の掃除ができなくなるということで、そこをU字溝を入れていただきたいという要望がありまして、これは申請人に伝えてあります。老後の生活安定のための共同住宅建築ということですので、問題はなかろうかと思えます。

議 長 整理番号4番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 整理番号4について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所としましては、〇〇〇〇であります〇〇〇〇より〇〇〇〇メートル位の位置になります。

この申請は、ご案内のとおり始末書付きの案件であります。

申請地は土採取終了後、畑に適さない土地となっており、隣接する山林も成長し耕作できる状態ではないため、杉の苗木を植えてしまったとのことであります。

周辺農地はなく、林に囲まれ耕作に適さない土地と思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番及び2番は、関連案件であります。

一時転用を伴う賃借権設定で、営農型太陽光発電用地と進入路用地とのことであります。

本案件は、農振農用地区域内での営農型太陽光発電用地の転用のため、3年ごとに更新が必要な一時転用となります。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

申請地は、都市計画法用途区域内の第1種低層住居専用地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。第1種農地例外規定として、既存の施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに限るに該当するため問題ないと判断します。

なお、本案件は事前着工により始末書を添付してあります。

整理番号5番、6番は関連案件でございます。

転用を伴う使用貸借権設定で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農振農用地区域（軽微変更済み）ですが、譲受人が経営する農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途として供されております。農業用施設で働く従業員駐車場であるため問題ないと判断いたします。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で共同住宅用地及び駐車場用地のことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

整理番号8番から16番までは関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で太陽光発電用地のことでございます。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として農地以外の山林及び原野等の一体開発であり、当該農地部分の面積が全体面積の3分の1を超えないに該当するため問題はないと判断いたします。

なお、他法令関係では林地開発面積が1ヘクタール以上のため、林地開発許可申請、これは県ですけれども、県へ申請済でございます。

また、赤道等を利用するため香取市法定外公共物の占用にかかる申請等の関係する法令関係の書類も添付されております。

整理番号17番は、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号18番、転用を伴う所有権移転で共同住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画法用途区域内の第1種居住地域であり、第3種農地と判断されます。

整理番号19番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが例外規定として、農地以外の山林との一体開発であり、当該農地部分の面積が全体面積の3分の1を超えないに該当するため問題はないと判断します。

なお、他法令の関係では山林開発面積が30アール未満ということでございまして、香取市農政課への伐採届けは届済みでございます。

整理番号20番、転用を伴う所有権移転で農業用施設用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域内ではありますが平成26年1月に農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために軽微変更されており問題ないと判断いたします。

整理番号21番、転用を伴う所有権移転で貸家住宅用地及び駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

以上、21件の申請でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 議案第5号について、第1班事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は21件でございます。このうち、整理番号1番及び2番、8番から16番、19番については現地調査を行いました。

整理番号1番及び2番は関連案件であります。これは、営農型太陽光発電設備用地であります。特に問題はないとのご意見でありました。

整理番号8番から16番は関連案件であります。これは、太陽光発電設備用地であります。隣地開発申請など他法令関係の申請もなされており特に問題はないとの意見でありました。

整理番号19番については、太陽光発電設備用地であります。これは特に問題はないとの意見でありました。

なお、他の案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番、2番は関連案件でありますので、一括して説明申し上げます。

この案件は、議案第3号整理番号2と関連案件となっております。

譲受人は自家消費する電力電源を可能な限り再生可能エネルギーに変更するため、営農型太陽光発電設備を設置するとのことです。支柱を立てて営農を継続する太陽光発電のため、一時転用許可申請となります。

隣接農地所有者の同意もあり、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇の南約〇〇メートル位、〇〇〇線から少し入った高台で都市計画区域の用途地域で第3種農地と判断されます。

譲受人は不動産業者で申請農地を取得し造成工事を行い宅地分譲用地として販売業務を行うということです。

申請地は、隣接農地もなく上水は完備、排水は地元排水管理者からの同意も受けており、各書類、造成工事等、事業計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、4番について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号4について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇より〇〇方面に〇キロほど下りますと〇〇〇地先に入りまして、そこの左側に〇〇〇〇店がございます。そこを右側に約〇〇メートルほど入りますと〇〇〇がございます。その〇〇さんの裏側が今回の申請地となります。ちょうど〇〇〇集落と〇〇集落の地区境でございます。

またこの申請は始末書付きの案件であり、農地法の知識が不十分のまま着工してしまったとのことでございます。現地の工事は完了しております。

譲受人は〇〇を営んでおり、現在の敷地では駐車場が手狭なため、近隣地である申請地を駐車場としたいとのことでございます。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者の同意もあり、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、公共性も高く利益を追求した案件ではございませんので特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 次に、5番、6番の2件について、10番 加瀬委員。

10番加瀬委員 整理番号5番、6番は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇近くの〇〇〇〇の信号を北へ〇キロ、〇〇の所を東に〇〇〇〇メートル行った所を更に北へ〇キロ位入った、ちょっとわかりにくい所ですけれども、場所はその奥に入った所です。

譲受人は〇〇〇を行う〇〇〇〇でありまして、従業員専用の駐車場が不足しているため、役員である譲渡人の畑を転用するものです。

雨水はU字溝を設置して市道側溝に排水するとのことで、周辺農地は親族所有であり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、7番について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この案件は議案第4号整理番号1と関連案件となっております。

譲受人は、申請地周辺は環境もよく需要も見込めるため申請地を共同住宅用地とするとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ接続とのことで、雨水は宅地内処理し、オーバーフロー分は側溝へ放流とのことです。

隣接農地所有者の同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番から16番の9件について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 整理番号8番から16番は関連案件となりますので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地ですけれども、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に向かい〇〇〇〇を過ぎ〇〇〇〇という集落の入り口です。そこに〇〇〇があるんですけれども、〇〇〇の左側という一帯でございます。

譲受人は太陽光発電を行うことで地球温暖化対策に貢献し、非常用電源機能で地域貢献するため転用を行うものです。

雨水は、事業区域内に調整池を設置し、豪雨時には水路に放流とのことです。水利組合、区長の同意もあります。

地元説明会を開催し、隣接農地耕作者等に説明がなされ、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、17番について、18番 高木委員。

18番高木委員 整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですけれども、〇〇〇〇から〇〇方面に向かい〇〇を左側に入って第一番の〇〇という部落がございます。

譲受人は自動車3台を所有しております。既存のカーポートには2台しか駐車できないため、駐車スペースを探していたんですけれども、南側の隣接地に譲ってもらえるという話がありまして、本申請に至ったものです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者の同意もあり、資金計画・造成計画についても適切

であると思われます。この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、18番について、22番 宮田委員。

22番宮田委員 18番について、ご説明申し上げます。

先ほどの議案、4条案件の2番の隣接地ですね。先ほど言いましたとおり〇〇〇〇の所を右側に〇〇メートル位入った所の新興住宅地ですね。

譲渡人はこの方は養子でして、譲受人さんはこの〇〇家の次女で義理の兄妹になっております。贈与で所有権移転しまして、共同住宅をつくるということでございまして、隣接農地所有者への説明もありまして、資金計画・造成計画も適切であると思われます。問題ないと思ひますので、よろしくご審議のほどお願ひします。

議 長 次に、19番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 整理番号19番について、現地調査等行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇より直線でおよそ〇〇〇〇メートルの場所であります。

譲受人は太陽光発電施設を計画し、農地部分と山林部分を一体として利用したいため、転用を行うものであります。

埋立は行わず、雨水は調整池を設け浸透発散処理するとのことであります。

隣接農地所有者への同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、20番について、37番 宮負委員

37番宮負委員 整理番号20について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇方面から来て終点を右に折れて〇〇〇〇メートル位行った所の右側です。

譲受人は〇〇〇〇を営む〇〇〇〇であり、〇〇〇〇を防ぐため、〇〇〇〇を設置したいとのことで、設備は自己所有のコンテナを使用するとのことです。

用水は使用せず、隣接農地は譲受人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に 21 番について、42 番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 21 番について、説明します。

場所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇線の〇〇〇〇の西の方を〇〇メートル位の場所ですね。

〇〇〇〇という所のすぐそばです。

譲受人は、一戸建て貸家住宅を建設する用地を探していたところ、譲渡人と合意ができて、また申請地が好条件であるため申請にいたったものです。

用水は井戸、雨水は敷地内処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路の余ったオーバフローの水は排水施設に接続するとのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

議案第 5 号 20 番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 20 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 5 号 20 番については、原案のとおり決定いたします。

〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く20件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

飯森委員。

27番飯森委員 先ほどの案件で、質問すればよかったんですけども、1番、2番の転用の関係で内容をお聞きしたいと思います。

まず、一点ですけれども、営農型ということですが作物はどういう物をつくって減収率がどの位になるのか。それから、太陽光の占有率がどの位になるのか。確か、そういうので許可の要件になっているような、と思うんですけども、その辺ちょっと参考にお聞きしたいと思いますけれども、よろしければお願いします。

事務局 まず、作付けで作物名ですけれども、1年目がカブ、2年目カボチャ、3年目がヨウサイということで営農計画書の方には記入がされております。

たとえば、作付けの転作もカブの場合ですけれども一応単収見込みを10アール当たり3,200キログラム、地域の平均的な単収ということで10アール当たり4,000キログラム、単収の増減見込みということで4,000キロ分の3,200キロということで、約80%、ですので減収率は20%ということとなっております。

占有率ですけれども、営農型太陽光発電ということで支柱部分のみですので、議案の方にもうちの方でも言ったとおりは面積0.32㎡でございます。下の農地分についてはそのまま営農型太陽光発電でございますので、実質の占有率0.32㎡ということでございます。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く20件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

5分ほど、休憩いたします。

(休憩 4時16分)

(再開 4時24分)

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明いたします。

平成27年度第1次農用地利用集積計画1番から250番までの設定であります。

議案書は35ページから133ページにかけてでございます。

使用賃借権の設定、新規3件、8,215㎡、このうち田が5,105㎡、畑が3,110㎡でございます。

賃借権の設定、新規177件、728,371㎡、このうち田が722,867㎡、畑が5,504㎡であります。

賃借権の再設定、64件、232,636㎡、このうち田が184,702㎡、畑が47,934㎡であります。

所有権移転、3件、6,244㎡でございます。このうち田が4,699㎡、畑が1,545㎡であります。

次に、農地中間管理機構分についてでございます。賃借権の設定で新規3件、11,888㎡で、すべて田でございます。

以上250件の第1次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

貸借権の設定、新規1件、11,888㎡で、田でございます。

農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認いたします。

◎日程第8 議案第8号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業

振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から9番まで、すべて農振農用地からの除外の申請でございます。

整理番号1番、申請者は、〇〇〇〇を所有する〇〇業を営んでおります。

申請地は第1種農地相当であります。農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号2番、申請者は、申請地近くで〇〇〇〇業を営んでおります。

申請地は第1種農地相当であります。農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号3番、申請地は第2種農地相当で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号4番、申請地は第1種農地相当であります。農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号5番、6番は申請者が同一人のため、一括説明いたします。

申請者は水道設備業を営んでおり、事業拡大のための申請でございます。

申請地は第2種農地相当で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号7番、申請者は〇〇〇〇を営んでおり、事業拡大による申請であります。

申請地は第1種農地相当であります。農地法施行規則第35条第1項第4号、特別の立地条件を必要とする事業に該当するものと考えられます。

整理番号8番、現在居宅のある私有地の一部が県道拡幅の用途に供するため、その代替地とするためでございます。

申請地は第1種農地相当であります。農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号9番 申請者は〇〇〇〇で現在申請地の近くで〇〇〇〇向けの〇〇施設を経営しております。

申請地は第2種農地相当で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であると考えられます。

以上の9件の申請地につきましては、第1種農地相当及び第2種農地相当であります。香取市農業振興地域整備計画の変更については特に問題はないものと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 議案第8号について、第1班事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更案件は9件であります。

このうち、整理番号1番、2番、5番及び6番、7番、9番について、現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告いたします。

現地確認した結果、整理番号1番、2番、5番及び6番、7番、9番について、農振除外の申請地は転用の見込みがあるかどうか、判断した結果、特に問題はないと認められました。

他の案件につきましても問題なしとの意見であり、進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員。

1番伊藤 整理番号1番について、説明いたします。

申請人の現在の駐車場は、〇〇〇〇線に面し交通量が多く通学路と相まって危険であるため営業事務所と連帯している申請地を駐車場に転用する計画です。

隣接農地所有者の同意もあり事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外のされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所の説明でございますけれども、〇〇〇〇入口より東側に〇〇キロ位行きますと、〇〇〇〇がございまして、その信号を右折しまして〇〇メートル位行きますと〇〇〇〇という部落に入ります。そこで申請者は〇〇〇〇を営んでおります。

現在、〇〇〇〇が非常に狭く路上駐車をせざるを得ず危険なため申請地を譲り受け〇〇〇〇等に転用する計画です。

この新しく譲り受ける土地ですけれども、一般に〇〇〇〇の〇〇〇〇で迂回する抜け道と申しますか、それに当たるかと思っておりますけれども、〇〇〇〇の入口の信号を右折して、また左折して行きますと〇〇〇部落を抜けました信号の所に出ます。そうすると、ちょうど迂回するような形になります。その手前、〇〇〇〇がありまして〇〇〇〇があります。その信号手前〇〇メートル位ですか、近くに〇〇〇〇という〇〇〇〇のあるその近くであります。

一応、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号3番について、11番 林委員。

1 1番林委員 整理番号3番について、現地調査等行った結果を説明申し上げます。

場所ですが〇〇〇〇より〇〇方面に〇〇キロほど行きますと〇〇〇〇への入り口が右側にあります。その右側のその入り口のあたりなんです、事業計画者の敷地には4棟の建物がありまして駐車場と車を回す場所がなく実家の隣りである申請地を敵地と考え車庫を建築する計画です。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、4番について、17番 向後委員。

1 7番向後委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所についてですが、〇〇〇〇線の〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇方面に向かいまして、〇キロ位行きますと〇〇の交差点がございまして、それを右折しますと〇〇〇〇がございまして、その北西側〇〇メートル位の所に位置する場所でございます。

それでは、説明申し上げます。

申請人は農地法にせずに利便性等の理由で合併浄化槽及び倉庫を設置したものであり、顛

末書の添付のある案件でございます。

周辺農地所有者、土地改良区の同意もあり各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に5番、6番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号5番、6番について、ご説明申し上げます。

場所なのですが、〇〇〇〇というのが今でも多分あると思います。その〇〇メートル位手前のこっちから行くと右側の元畑というような場所でございます。

私もすぐ隣部落にいますのですが年間通る回数が一回、二回位だから、皆さん多分場所の説明してもあまりピンとこないのが現実ではないかなと思います。

この人は、今現在は〇〇〇さんをやっています。本家の家らしき、同じ苗字の方の〇〇〇で、昔は多分そこに働いていたというようなことらしきことをここに書いてあると。ですが、4反歩位の土地に太陽光をやりたいと、草刈でもないよりはいいのではないかなと一部昔は農家をやっていたとき、農家というよりは〇〇〇をやっていたわけですね。それでもって、そのとき〇〇〇〇の時代に〇〇〇を建てようかなと思っていたんですが、途中から〇〇の〇〇の値段も安いし、〇〇〇に行って働いていた方が具合がいいのではないかなというような思いついたかどうか分からないですが、それで〇〇〇になってしまったというような経緯がございまして始末書の内容もきちんとここに書いてありますし、事業計画・資金計画も何ら問題はないという判断であります。

以上のことから、農振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか、特に問題はないということをお栗田班長さんも判断したと思います。

そういうわけですから、審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次の7番、8番の2件について、34番 伊藤委員。

34番 最初に整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇線上でございます。〇〇へ向かって行きますと、〇〇〇の交差点がございまして。その交差点を〇〇〇より〇〇メートル行った左側の場所でございます。

申請人の〇〇〇〇は老朽化し手狭になっているため、主要地方道沿いで交通の便も良い申請地に集配ターミナル、保管倉庫、駐車場を建築する計画です。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農

振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇の交差点ですね、先ほど申し上げました。〇〇〇〇を〇〇〇寄りに〇〇メートル行きました右側の道路沿いに面した土地でございます。

申請人が現在利用している車庫が県道の拡幅で移転するため居宅に隣接する申請地に車庫を建築する計画です。

事業計画、各書類とも適切であると思われることから農振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地につきましては、〇〇〇〇より〇〇方面に約〇〇メートル位先に位置になります。

内容説明でありますけれども、申請人は〇〇〇〇の〇〇を目的とした施設を運営しております。〇〇〇〇を必要としない〇〇〇〇を計画しております。

隣接の既存施設と連携し活動ができる体制もみられ管理面も良いと思われま。

隣接農地所有者の同意もあり事業計画、各書類とも適切であると思われることから農振除外がなされた場合転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特

に問題はないとすることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 それでは、報告第1号から第5号について、一括してご報告申し上げます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、8件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、49件です。

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件です。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件です。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件です。

以上、報告申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人